

第510回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招 集 者 会 長 關 哲 夫
(2) 発送年月日 令和7年1月31日（金曜日）

委員会の開催

- (1) 日時：令和7年2月7日（金曜日）
午後2時
(2) 場所：県行政庁舎11階 第二会議室

議題

審議事項

宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について

報告事項

- (1) 火光利用敷網漁業の許可について
(2) 太平洋広域漁業調整委員会指示に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認の取り扱いについて

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	鈴 木 章 登
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
委 員	高 橋 平 勝	〃	平 井 光 行
〃	菊 田 守	〃	舘 田 あゆみ
〃	高 橋 一 郎	〃	尾 定 誠
〃	大 江 清 明	〃	木 村 千 之

欠席委員

会長代理	鈴 木 政 志	〃	伊 藤 新 造
------	---------	---	---------

委員 石 森 裕 治

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

○事務局 武山総括次長

それでは定刻前ではございますけれども、全員お揃いのようなので、ただ今から第510回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですけれども、12名が出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。それでは、開会の挨拶を關会長お願いいたします。

○關会長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

（挨拶）

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振ってございます。資料1といたしまして、審議事項「宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について」。資料2といたしまして、報告事項(1)「火光利用敷網漁業の許可について」、こちらにつきましては、開催通知では審議事項、知事許可漁業の制限措置案等についてとお知らせしておりましたが、本漁業の休漁が決まりまして、制限措置を行う必要がなくなったことから、その詳細な内容について報告事項として御報告をさせていただきます。資料3といたしまして、報告事項(2)「太平洋広域漁業調整委員会指示に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認の取り扱いについて」。そして、その他といたしまして、仙台湾における赤貝のへい死状況について。第49宮城県水産加工品品評会について。「みやぎ水産の日まつり」の開催について。養殖業の高水温対策について。以上、7種類の資料となっております。御確認いただきまして不足等がありましたら、事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

【審議事項】

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

8番の鈴木委員、15番の木村委員の2人に署名委員をお願いします。

それではお手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。審議事項「宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いします。阿部事務局長をお願いします。

○事務局 阿部事務局長

審議事項「宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について」御説明申し上げます。資料の1を御覧願います。本件につきましては、事務的な改正ということでございます。現在運用されております宮城海区漁業調整委員会規程につきましては、この度、県の各種規則等ございますが、現在、縦書きになってございます規則等を一括して全て横書きに直すという事務的な改正でございます。

担当の瀧上から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○關会長

では瀧上さんよろしくお願いいたします。

○事務局 瀧上主事

資料1、1枚お開きいただきまして、1ページ目の資料ですけれども、改正の概要といたしまして、本委員会に関する規程として施行されている下記の規程について、本県の規則、訓令甲および規程形式をとる告示の形式の左横書き化の実施に伴い、用字及び用語の整理を行うものとなっております。該当しておりますのが、宮城海区漁業調整委員会規程、公聴会に関する手続き規程、意見の聴取に関する手続き規程、宮城海区漁業調整委員会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程、宮城海区漁業調整委員会個人情報保護条例施行規程、宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の6つとなっております。こちらの改正理由ですけれども、県の規則等をより県民に分かりやすく、読みやすいものにするために、令和7年4月1日から下記の図のとおり形式を左横書き化し用字及び用語の整理を行うものとなっております。それに合わせまして、本委員会規程においても、整理を行うものとなっております。イメージとしては、縦書きの漢数字になっているものが横書きの形式となりまして、漢数字をアラビア数字に改めるものとなっております。改正内容といたしまして、本委員会規程に関しては、すでに左横書きにはなっているものの、漢数字での形式となっているものがいくつかありましたので、今回、熟語などを除き漢数字となっている部分をアラビア数字に改める改正を行うものとなっております。

県公報への登載スケジュールといたしましては、令和7年の2月下旬頃を予定してございます。次のページ以降がその新旧対照表となっております。

2ページから4ページまでが、宮城海区漁業調整委員会規程の新旧対照表となっております。そして、5ページから7ページまでは、こちらは公聴会に関する手続規程の新旧対

照表となっております。８ページから１１ページまでが意見の聴取に関する手続規程の新旧対照表となっております。１２ページが情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の新旧対照表。そして１３ページが個人情報保護法施行条例規程の新旧対照表となっております。最後に１４ページから１９ページまでが事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の新旧対照表となっております。

最後に、２０ページから２２ページまでが、それぞれ公報への登載案となっております。最後の２３ページに、参考といたしまして、今回の改正の基となりました通知文となっております。

こちらについて説明は以上でございます。

○關会長

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。なお、いつものとおり発言に際しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をおよび、氏名を述べて発言願います。

どなたか質問御意見ございませんか。

高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

目についたんですが、５ページ目の公聴会に関する手続規程がありますね。右側の現行欄の趣旨第一条、ここだけ現行がアラビア数字になっているんですけども、これはこのとおりでいいんですか。

○關会長

お答えできる方。

○事務局 瀧上主事

そうですね。すでにアラビア数字になっているものも一部ございまして、統一が取れていない部分もあったので、今回の改正ですべてアラビア数字になるような形で統一させていただきたいと思います。

○關会長

混ぜこぜになっていたようですね。その他ございませんか。

よろしいですか。

なければ「宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について」は、原案とおり公報登載することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、原案どおり公報に登載することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いいたします。

— 審議事項終了 —

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項（１）「火光利用敷網漁業の許可について」を上程いたします。
県から御説明をお願いします。
永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

資料２をお手元に御準備いただきまして、こちらに基づきまして御説明差し上げます。
報告事項の１つ目ということで、火光利用敷網漁業の許可という資料になっております。
こちらにつきましては、冒頭、副部長からも話がありましたとおり、開催通知の段階では、制限措置の公示というのを御審議いただく予定でしたけれども、１月３１日に開催された宮城県小型漁船漁業部会の火光利用敷網漁業委員会の方で今漁期の休漁が決定し、制限措置の公示の必要がなくなったということで、今回報告事項の制限措置の審議に替えて、この経過について御報告するという内容になっております。

資料をめくっていただきまして１ページ目を御覧ください。１ページ目が宮城県小型漁船漁業部会、火光利用敷網委員会からの休漁に関する文書を各関係者にお送りしたというものの写しになっております。記の下のところにありますとおり、令和６年度漁期、昨漁期につきましては、本県で初めて、委員会で休漁の措置を決定したということで、休漁となっております。休漁して、資源の回復に期待をしたというところが書いてありますけれども、黒潮の影響が強くプランクトンが少なく、資源回復とはならなかったということで、先ほど申し上げたとおり、１月３１日、第１回火光利用敷網委員会が開かれまして、その中で、今漁期の操業について話し合われたところです。委員会の中では、宮城県水産技術総合センターの方から今漁期の海況の予測とか、あるいは夏眠期の調査の結果、それから１月にも稚魚の採取調査をしたということで、その結果について御報告差し上げたところです。その結果、この資源の回復はどうも見られなかったということで、今漁期についても漁獲は厳しいということで、委員会の方で休漁が決定されたというような次第になっております。記のところにも書いてありますとおり、親潮が波及し、環境が好転ということになって、稚魚の生産が良い年が続いていけば、資源も回復の見込みがあるかもしれないということにも期待しながら、令和７年漁期は休漁するというような内容の文書になっております。

資料の方続きまして、２ページ目を御覧ください。以降の文章につきましては、火光利用敷網漁業の概要についての資料になっておりまして、すべては申し上げませんが、要点のみということで、触れさせていただきます。３番の水揚げ状況のところでございますけれども、グラフの縦の棒の漁獲量のところ、令和２年以降はほぼゼロという状態が続

いているということが御覧いただけるかと思います。それから資料の3ページ目、4資源の状況というところでございますけれども、いかなごの生態と分布というところの点の2つ目に書いてありますとおり、いかなごの資源状況につきましては、本県でもほぼ漁獲がないという状況が続いておりますけれども、全国的にも減少傾向だということで、各県でも資源の状況の悪化が顕著となっているという状況でございます。

最後の4ページ目を御覧ください。6許可の対象で、許可枠の設定というところにありますとおり、例年であれば毎年、宮城県小型漁船漁業部会の方で希望隻数の取りまとめを行いまして、そちらを県に提出いただきます。県の方では提出いただいた希望隻数を踏まえて、こちらの委員会での審議を経て公示枠を設定していくという流れになっていたのですが、今回は休漁が決まったということで、こちらの公示枠については、公示はしないということになりました。許可隻数の推移ということで表がついておりますが、平成30年以降の数字を載せておりますけれども、だんだん減っていった令和6年のところは米印というところで、もともとは118隻ということでの許可は予定していたんですが、公示してから許可手続きの間までの中で、委員会において休漁を決定し、許可申請書の方は取り下げがあったということで、こちら米印となって実際の許可はされておられません。

最後、(3)のところに書いてありますとおり、令和7年1月31日の火光利用敷網漁業委員会におきまして、令和7年漁期については、資源状況を考慮して、資源保護のため休漁となりますことから、公示は行わないということで、御報告させていただきます。以上でございます。

○關会長

永木さん、どうもありがとうございました。

県から説明終わりましたので、質疑に入ります。御質問ありましたら、よろしくお願ひします。どなたか質問ありますか。

私からいいでしょうか。休漁を決めたんですが、これ資源的に漁業として成り立たないということで休漁しましたけど、将来、何年か後にまた漁業が再開する場合には、その時のその許可件数というのはどのように考えて決めるのか。もし今から予想しておられるならば、教えていただきたいと思います。永木さんお願いします。

○水産業振興課 永木技術主任主査

基本的には4ページ目の記載のとおり、平成29年漁期以降は、22年の許可数を上限として、189隻を上限として、その8割を運用枠ということで、151隻の範囲内ということになりますので、通常の流れでいけばこの範囲内で、小型漁船漁業部会の希望隻数の取りまとめを聞きながら、決めていくというのが基本になるかと思います。

○關会長

部会で決めるわけですね。

○水産業振興課 永木技術主任主査

部会での希望隻数を踏まえて、県の方で設定させていただいて公示をするという流れになります。

○關会長

どうもありがとうございました。

他にございませんか。なければ、火光利用敷網漁業の許可についてはこれまでとします。

○關会長

次に報告事項(2)「太平洋広域漁業調整委員会指示に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認の取り扱いについて」を上程いたします。県から説明をお願いします。菊池さんお願いします。

○水産業振興課 菊池技術主幹

私の方から資料3に基づきまして、「太平洋広域漁業調整委員会指示に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認の取り扱いについて」説明させていただきます。資料をおめくりいただきまして1ページ目を御覧ください。この沿岸くろまぐろ漁業の取り扱いでございます。概要の1番ですけども、沿岸くろまぐろ漁業は、平成26年から広域漁業調整委員会の承認漁業となっております。委員会指示に基づいて隻数制限が導入されているところでございます。今までは新規の承認の方を認めていなかったという状況がございましたが、令和6年12月3日の国際会議、WCPFCにおきまして日本のくろまぐろの漁獲枠拡大が認められたということで、新たな委員会指示になりますが、令和7年4月1日から令和9年3月末までの2年間、今まで認められていなかった新規承認が今回に限って受け付けられることになったというものであり、前回の委員会で御報告させていただいたところになってございます。この新規承認のポイントになりますが、新規承認を認める隻数の上限は全国で5,000隻とし、事前に申請の見込み数を調査しまして、全国でこの5,000を超える申請が見込まれました場合には、広域漁調の方で各都道府県に申請可能な数を通知するという流れになってございます。

また3番目といたしまして、新規承認の条件でございますが、「各県に配分されたTACの遵守に支障をきたさないこと」かつ、「新規承認者に対して、くろまぐろの漁獲を1キロ以上行わせる機会の付与が可能である」ということが付されているということでございます。このくろまぐろの漁獲を1キロ以上行わせる機会の付与というところですが、こちらにつきましては、後日、水産庁から「承認者すべてへの安定的な操業が可能な漁獲機会の付与が可能であること」という条件が示されているということでございます。

続きまして、2番の申請にあたっての県内の現状及び課題でございます。この承認申請の手続きを進めるにあたりまして、当県といたしまして課題が2点ほどありまして、こちらの方に記載しているところでございます。1番目といたしましては、新規承認者へのTAC配分と管理でございます。今回新たに承認が認められます承認者につきましては、各県に配分されるTAC内での漁獲ということになりますことから、県内ですでにTAC配分を受けている定置漁業者であるとか、すでに承認をもっていらっしゃる漁業者との調整のもと、配分を決定する必要があるということ。また、新規承認者へのTACを誰

がどのように管理するかというところについても決定する必要があるということでございます。また、現状課題の2番目といたしましては、既存漁業者の調整ということでございまして、新規承認が増えた場合、既存漁業との漁場の競合ですとか、操業トラブルの発生が懸念されるということで、操業する場所とか時期、あとは操業方法等につきまして調整を図った上で、新規承認を行うということが必要になってくるということが課題として挙げられているということでございます。

3番目、対応状況でございます。2番目の課題等も踏まえまして対応状況を時系列で記載しております。まずは、広域漁調の委員会指示を受けまして12月25日、26日に先ほど申し上げました新規の見込み数調査票の発出に合わせて、関係漁協への説明を行ってございます。今回、新規承認を制限なく募集した場合には、漁場での混雑が予測されましたので、申請条件を付した上で調査を実施したところでございます。

条件といたしましては、今回の新規承認での漁獲の対象とするのは、大型魚のみと整理してございます。この理由としては、小型魚の漁獲努力量を増加させるべきではないという、WCPFCの考え方がございますので、それに則って小型魚は対象外としたというものでございます。

また、申請条件といたしましてここに3点ほど記載してございます。まず1つ目は、今回のこの沿岸くろまぐろ漁業ですが、「くろまぐろを狙って獲るということを目的とする漁業」になってございますので、当県内でその可能性がある延縄と曳き縄を対象にしたということでございます。また、新規承認者へ満足いく配分ができないことが想定されたことから、新たな設備投資を行ってまで承認を与えられないということがございましたので、現在、漁具を持っている漁業者のみ対象とするということにしております。

また、今回、大型魚のみを対象としていることから、大型魚を狙って安全な操業ができる船ということで、概ね5トン以上の漁船のみを対象としたということでございます。2ページ目でございます。見込み数調査の実施と平行してTACの配分調整の方を行っております。1月中旬から下旬にかけて、定置漁業者ですとか、既存漁業者の方々とTACの配分について話し合いを行いました。協議の結果、令和7年度から当県に増枠として割り当てられる大型魚16.5トンのうち3トンを新規の承認者に配分いただくことを調整したところでございます。

続きまして、見込数調査の締切を1月20日としておりまして、結果、102隻から着業希望が上がってきたという状況です。102隻の内訳は、延縄は20隻、曳き縄は82隻となっております。

これを受けまして、国の方に見込数調査の結果の方を報告してございます。その後、国の方から1月27日になりますが、全国で見込数の調査を取りまとめまして、今回全国で5,000隻を超えなかったことから、見込数のとおり、当県ですと102隻で、申請することに差し支えないと連絡を受けているということでございます。これを受けまして、2月3日に承認申請に関する説明会を開催してございます。説明会の内容は、箱書きの中に記載してございますが、102隻申請しても差し支えない旨の回答は頂いておりますが、102隻全ての漁船が一気に操業を開始した場合には、本県沖合での漁場トラブルの発生や、TAC管理への支障も大いに懸念されます。また、水産庁から示されました、承認者全てへの安定的な操業が可能な漁獲機会の付与がとして十分なTAC配分が困難であるとい

うことから、承認申請者はさらに選定してございます。選定は見込数調査実施時に示しました優先順位により実施いたしました。

その次のポツのところですけども、安定的な操業が可能な漁獲機会の付与という部分につきましては、現在、はえ縄漁業で操業を行っております方の実績から、大型魚1尾がほしい150キロという実績がございましたので、延縄の関係漁協や支所との意見も参考にしまして、主たる収入が漁船漁業者であり、現在、くろまぐろの漁獲が可能な延縄漁業を営んでいる者、または営んでいた者が19人ございましたので、承認申請の候補者として選定しているということでございます。

なお、1月20日に延縄は20隻から申請希望があったというところで、20隻のうち延縄19隻を選定したというところで、残りの1隻は、なぜ選定されなかったのかというところでございますが、延縄20隻のうち、漁船漁業をメインで行っている方が19隻いらっしゃいまして、残り1隻は養殖業をメインとしている方でございますので、漁船漁業を主体で操業しています19名を選定させていただいたというようにところでございます。

2月5日に承認申請の候補者を対象に、申請書を提出するよう通知文書を出したというところでございます。2月10日が広域漁調の承認申請書提出の締め切りとなっておりますので、週明けにこちらの方の承認申請書を県から広域漁調に対して提出する予定としております。ここの時系列の記載のところにはなかったんですけども、既存漁業者との調整ということで競合の可能性もあります沖合底びき網漁業漁協ですとか、あと近海底曳き網漁協の方へ伺いまして、委員会指示や新規承認の取扱い等について説明をし、御理解をいただいているというところでございます。

4番目、今後の対応事項でございます。現在、2月10日に承認申請書を提出させていただきますが、今後対応が必要な部分がございます。まず1つ目といたしましては、新規承認者へのTAC配分及び管理の部分でございます。新規承認者に対するTACの配分ですとか、管理体制が現状まだ未確立となっていることから、今後、所属漁協ですとか、関係団体と協議の上、検討を進めていく必要があるということでございます。なお、米印といたしまして記載しておりますが、新規承認者へのTAC配分、管理体制が整うまでの間は、承認書の交付を保留としまして、操業を控えるということにしたいと考えてございます。

また、2つ目といたしまして、今回申請を見送った操業希望者への対応ということでございます。今回、曳き縄の方々等につきましては、TAC配分や操業トラブル回避の観点から申請を見送らざるを得ないという状況になってしまいましたが、引き続きこちらの方への対応も必要と考えておりまして、まずは丸の1番目でございます。これは水産庁に申し入れてきた話になりますが、今回の新規承認の申請に当たりましては、TAC配分の調整ですとか、県内の競合漁業との漁業種間の操業調整に時間を要すると想定されたということがございまして、1月16日、広域漁調の事務局であります水産庁を訪問して、承認申請を整えるまでの準備に苦慮している状況を報告して参りました。また、申請についても調整がつかない場合には、①から③まで示しておりますけども、申請期日の柔軟な運用、申請は行った上で調整がつくまでの間の承認を保留措置、また、今回の申請期日までの承認申請を見送った場合に、期中で申請書を受け付けて等の対応について水産庁の方に

申し入れしてきたところであります。また、2月10日に承認申請を行う予定としておりますが、承認申請を行うにあたり、県の意見書を付す必要がございます。その意見書にはTACの遵守に支障がなく、かつ、くろまぐろの漁獲機会の付与が可能であるといったものを記載し提出することになっていますが、この意見書の中に「期中ないし2年後の更新時は、新規承認申請できるような機会を付与」していただけないかというようなことを、意見として付け加えて提出したいと考えております

以上、沿岸くろまぐろ漁業の承認の経過についての御説明いたしました。

○關会長

菊池さん、ありがとうございました。

県から説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら発言願います。

高橋（一）委員。

○高橋（一）委員

ただ今の説明をお聞きしますと、これから新規に船を持ってやるんだという方はなかなか該当しないということですね。でも既存の業者はその可能性あるものということですね。ところでですね、申請者が19人と確定しましたが、宮城県漁業協同組合は漁業地区が北・中・南と分かれておりますので、北部、中部、南部で何隻ずつが割り当てられているなどという概要の数だけで結構です。船名までは問いませんから、分かりますか。

○關会長

お答えできますか。菊池さん、お願いします。

○水産業振興課 菊池技術主幹

今回、承認申請を認めた漁業というのが延縄漁業に該当します。基本的にはもうか縄ですとか、かじきの延縄とか、まぐろが獲れるような延縄を行っているという方々が対象になってございまして、基本的には北部が大部分というようなことになってございます。北部が16隻で、中部が3隻となっております。

○高橋（一）委員

わかりました。

○關会長

他にございませんか。

木村委員。

○木村委員

これ漁協として納得しているだろうか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

漁協および支所の方に説明しておりまして、今のところ、納得という言い方はあれなんですけども、御説明はしている状況でございます。

○木村委員

漁業者がそれで納得したならいいんですけども、その中で19人で150キロですか、これを市場に揚げるといったって、計量して揚げる訳ではないでしょうから、余計になってしまった場合はどうなるのだろうかと思ったんですけども。

○水産業振興課 菊池技術主幹

今回150キロという部分に関しましては、あくまで承認隻数を算出する計算の部分で設定させていただいたものになります。今後どういうふうに漁獲を管理していくか、例えば1尾200キロのものを獲ってしまったらどうするんだ、というTAC管理の部分については、今から検討していきたいと思います。

○關会長

木村委員よろしいですか。

阿部課長お願いします。

○水産業振興課 阿部課長

19隻選定させていただいておりますが、まず初めに、これは、まぐろ、さめでもいいんですけど、実際にやっていた人は優先順位高い。過去にやっていた方も優先順位2位。それらの方を含めて19隻選定させていただいております。それは今、自己申告の形で19隻と水産庁の方に報告しておりますが、今後、現在進行形なんですけど、その過去において実施していたという方については、本当にやっていたのかどうか。くろまぐろが規制される前でもいいんですけど、本当にくろまぐろ大型魚を漁獲できる延縄をやっていたのかどうか。沿岸のすずきとか小さい魚の延縄もありますので、それを整理しなければならないという部分があります。よって、19になるか、19からまた絞られるか、その辺は今後聞き取りして整理していくというのが今の段階です。19隻に絞った考え方としては1人当たり概ね150キロを目安に絞り込みを図りました。その人たちが、承認をもらって操業開始になった際の管理の仕方については、実際、承認を受けた方たちと全体で管理していくのか、個別に配分してそれを管理していくのか、まだ話し合いまで至っていません。その辺は実際、承認になってから集まってもらって、大型定置のように個別に配分するのか、全体で獲った都度報告をもらって積み上げて全体でストップかけるのか、その辺は今後の話し合いになるというふうな形で進むと思います。

○關会長

以上のとおりだそうですが、木村委員よろしいですか。

まだ決まってないということで、お話し合いして調整するということだそうですので。

○木村委員

まず実際問題1人150キロは、物足りない量ですけども、まあ第一歩だからしょうがないのかなとも思うんですけど、今後、皆さんそこを増やせるようななんとかお願いしたいと思います。

○關会長

今後のTAC増加を望むばかりですので、今回のような水産庁のこの不思議な決定の仕方は、TAC増えた時にみんなに行き渡るように、希望したいと思って聞いておりました。どうぞよろしくお願いします。

○木村委員

会長さん頑張ってください。

○關会長

他にございませんか。

尾定委員。

○尾定委員

今のことに関係しているんですけど、計算上は一隻あたり158キロ。モチベーション上がらないなっていう気がしたんですけど。それで全体として、3トンで18、19隻に割り当てるといいんですけど、それは既存の漁業者、定置は別として底びきとかいろいろあるでしょうけど、それと比べると一応そのTAC配分は、わずかに多分抑えられるみたいな書き方していたと思うんですけども、他に比べてやっぱりかなり抑え込まれている量なのか、それともいつまでその19か18隻はずっとそのまま、未来永劫あなたたちはこれだけしか獲っちゃいけないというふうにやるのか、いつかは壁取っ払ってみんなと一緒にやるのか。どういうふうにするつもりなんですか。

○關会長

お答えできますか。

○水産業振興課 菊池技術主幹

今の御質問ですけども、今回、新規の方々には150数キロというところでお示ししましたけども、現在すでに承認を持っている船も、1トン超えないくらいの1人当たりの配分量となっていてございまして、今、承認を持っている方々よりは少ないというような状況でございまして。そういった中で、現状は、そもそものTACが増えない限りは、どうしてもそこは増やせないという現状になってくると思いますので、増えた時に検討しながら、既存の方々ですとか、今回新たに承認される方々のお話し合いの中で、その辺を検討しながら、配分の方を決めていくという格好になるかと思っております。

○關会長

尾定委員よろしいですか。

○尾定委員

はい。

○關会長

他にございませんか。

この問題はデリケートな話でみんな関心があるところですが、今回はこのような決定ということで御了解いただきたいと思います。

— 報告事項終了 —

【その他】

○關会長

次にその他に移ります。県からお願いします。

村上さん、お願いします。

○水産技術総合センター 村上技師

11月の委員会において伊藤委員より仙台湾のあかがいのへい死について情報提供をいただきましたので、本日はあかがいのへい死調査を行っておりますので、そちらの内容を情報提供させていただきます。

資料は「仙台湾におけるアカガイのへい死調査について」と題しておりますホチキス留めされた2ページのものになります。本調査は、宮城県漁協仙南支所から、あかがいのへい死について情報提供がありましたので、それから調査を開始し、これまでに合計3回調査を実施しております。調査区域は、図1に示す調査地点のとおりでございます。調査時期は、令和5年12月にステーション7、8の2地点、それから令和6年7月に、全地点の9地点、10月にステーション7、8の2地点で、3回調査を実施しております。調査方法は、水質調査、底質調査を行い、また漁獲調査として貝桁網3丁を20分曳きまして、あかがいの生貝と死貝を採取いたしました。

続いて、調査結果について御説明させていただきます。水質調査においては、溶存酸素量が7月は0.8～4.9ミリグラムパーリットル、10月は4.7～6.2ミリグラムパーリットルの範囲にあり、水産用水基準を下回り低酸素状態であることを確認しています。底質を分析したところ、令和6年7月のステーション8において、水産用水基準を上回りました。他の地点については、基準値内であったことから底質の状況は適正であるということを確認いたしました。

また、漁獲調査においては、2ページ目の表1と図2を合わせて御覧ください。採取したあかがいは殻長が40mm～115mm、図2のとおり生貝と死貝、色分けしてございますが、こちらの殻長組成については差がございませんでした。

へい死率は表1を御覧ください。調査地点ごとのへい死率を表しております。令和5年12月の調査ではへい死率が35%、7月調査では調査点ごとにばらつきがございましたが、全体で24%と12月よりも低くなっております。また、10月では61%とへい死率が高くなる結果でございました。

また、10月の調査ではへい死して間もないと思われる軟体部が残っている状態のへい死個体も採取されております。水質調査では、7月の溶存酸素量が3回調査した中で一番低いものの、へい死率を見ると10月が高いという結果になっており、10月のへい死率が高い理由としましては、夏場の産卵期の後にアカガイが回復する前の弱っているタイミングで低酸素の長期化だったり、あとは台風や時化などの振動の影響を受けるなど、何かしらの原因も+αされて、へい死率が高くなったのではないかと今現時点では考えております。

今後はより詳細な、へい死状況を把握するために、仙台支所から協力をいただきまして、先月からステーション3と4と、それからステーションAよりも沖2点の合計5地点で、月1回調査を約1年間実施していく予定でございます。なお調査結果につきましては、定期的に関係漁業者に情報提供させていただきたいと思っております。

以上で情報提供を終わります。

○關会長

村上さん、どうもありがとうございました。

ただ今の報告に御質問ありますか。

私から質問したいんですけど、あかがいの一番漁獲の多そうな漁場というのはステーションどこら辺にあたるんですかね。

○水産技術総合センター 村上技師

漁獲が一番多かったのは、調査の表1を見ていただきますとステーション16です。

16が一番生貝がとれております。

○關会長

漁業者が漁獲するところの中心はどこら辺ですか。

○水産技術総合センター 村上技師

仙南地区、仙台とそれぞれ漁業者さんの漁場の場所があるので、この区域内でやっているんですが、仙台支所に所属する漁業者から聴いた話ですと、だいたいステーション3、4、そのあたりではやっているという話は聴いております。

○關会長

そこが該当しているわけですね。

○水産技術総合センター 村上技師

そうですね。

○關会長

どうもありがとうございました。

他にございませんか。どうぞ大江委員。

○大江委員

あかがいのへい死調査はこれだけ調査してくれているんだと感じたところ。実際にかきの死滅は、去年の５８％とか、宮城県でとんでもないくらい死滅があるんですよ。その原因究明というか卵巣肥大が関係しているのか栄養不足なのか、その辺をこういう形で調べて欲しいんですけど。

○關会長

日下課長お願いします。

○水産業基盤整備課 日下課長

養殖関係ということで、今の報告とはチームが違うものですから、私の方からお話ししますけれども、かきのへい死はずっと大きな問題でございまして、今年も松島湾のへい死の調査をやってきたところでございますが、当然他のところでも大きなへい死になっているということで、今回のような、この１つの固まった調査という形ではないんですけども、水産漁港部のへい死の情報収集であったり、あと拠点、拠点で漁場調査というのはやってございますので、そのへい死状況と環境状況と取り混ぜた形でのへい死要因、要因として特定できるかどうかかわかんないですけども、そういったところで検討してお示しできるような形にしたいなと思っております。

○大江委員

よろしくお願いします。会議始まる前にもいろいろ話したんですけど、今後、我々養殖業者は何をやればいいんだ。本当、浜にいとね、その話ばかりなんです。会長の挨拶の中でも、ほたてもかきもほやもすべて悪いと。じゃあ何をやると。県でちょうざめとかなんとかって、いろいろ頑張っていると思うんですけども、本当に浜はね、８０％のかきが死滅している中で、今後このまま続いていくとしたら本当にもうとんでもないと。だからこれどんどん増えていくのか、本当に何が原因なのか、海に栄養がないのか。確かに栄養がないのはあると思いますよ。だから海に栄養、何か撒けばいいのかという、浜でね、こういういろんな話はしているんですよ。だから何に切り替えるにしても、切り替えた途端、かきがダメだとか本当にとんでもないです。なんとか一つよろしくお願いします。

○關会長

私からもお願いします。ただ、挨拶でも申しましたように、今、大江委員が感じておられる被害の状況というのは浜ごとに、それぞれ全く同じということではないんですよ。だから今、県が一番悩んでおられるのは、それぞれの浜の正確な情報。これね、お金かけて調査を予算化するのではなく、実際に生産していらっしゃる皆さんから情報を県に届けていただくというのが、最も今ありがたい話なんです。だから、ぜひ、熱心に養殖されている方こそ、そういう情報をお持ちだと思いますので、海区委員の皆さんからそういう方に、県の地方振興事務所に、そういう情報を教えてくださいと、率先してお話しいただけるとありがたいです。

○大江委員

運営委員会の中でも、各部会がありますので、各部会でいろいろ話し合って、やっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○關会長

県の当局もよろしくお願いします。鈴木委員。

○鈴木（章）委員

今、このあかがいの話も出たんですけど、岩手県の広田湾ではいしかげがいをやっているんですね。聞く様子には、それもやっぱり全滅だそうなんです。やっぱり何か共通した原因というのはあるし、あと今溶存酸素量の話は出たんですけど、今日、鈴木会長代理が来てないんですけど、彼は仙台湾で漁船漁業やっているんだけど、水温が30度になってしまって、魚がいなしとしょっちゅう聞かされるんですよ。だから本当にそこなのかどうか、その辺も溶存酸素と一緒に定点でデータ的に出してもらえば、わかりやすいのかなというのもあるんです。正直、ほたてなんかだと26度が1週間とか10日続くともたないという話もあるから、その辺わかれば、深下げ作業とかもできるのかなと、そういう対応も参考にできると思うんです。自分たちの浜の情報もそうだし、今のITを使って県の方で調べた情報もやっぱりやっていただけたらいいところです。なんとなく感じることはどうも、宮城で言えば、十三浜の北上川の河口とか、岩手に行くと広田湾の河口あたりのほたてとか割といいんですよ。ただ川から離れていくと、どうも栄養がないのかどうかわからないけど、残念な結果になるというような形で、自分としては感じているんですけど。

○關会長

鈴木委員のそのそういう情報はどちらから得られたんですか。自分で。

○鈴木（章）委員

やっぱり自分の友達と横の繋がりで。具合悪くなると、そっちこっち電話するわけですよ。

○關会長

そのような情報も、ぜひ県当局にお知らせいただくと非常に助かると思います。いしかげがい、それからその川筋の生き残りが高かったようだよという、そういう情報もぜひ相互連絡をして御当人から県にお知らせいただくようなことも勧めていただければありがたいと思います。

○鈴木（章）委員

自分たちもそういう情報を集めるけど、県の方、試験場の方々もそうだけど、やっぱりその浜周りというか浜歩きもある程度大事なのかなと思いますよね。すみませんけど、逆に言わせてもらいます。

○關会長

でもね、実際やっている方からの情報は一番早いはずなんですよ。県の方はもちろん担当も決まって、順番も決まってそれをやるんですけど、本当に今問題起こっている人が、その情報を県にお知らせするというのが私は一番早いと思いますので、そのような理解を広げていただけるとありがたいです。

○鈴木（章）委員

正直、大江委員が話したようにかきを見ても、ほやを見ても、ほたてを見ても、わかめもどうも、うまくないという感じでね。聞いているとわかめが鳥の食害の影響を受けているとの話も。成長した根っここの茎からね。岩手の唐丹のちょっと南の浜、全滅の浜があるんですよ。今年収穫できない浜。自然が変わってきてしまって、そういうのもありますからお願いします。

○關会長

困難な状況ですけど、県の方でも把握いただくようお願いします。

他にございませんか。それでは続いて県からお願いします。

石澤さんお願いします。

○水産業振興課 石澤主任主査

私からは水産加工品品評会について御報告させていただきます。

資料は「第49回宮城県水産加工品品評会について」と書かれた資料を御覧ください。先ほど長谷川副部長からも御紹介していたところだったんですが、先月1月21日、石巻市内におきまして宮城県の水産加工品品評会を開催いたしました。出品数につきましては、49社1校114品を出品していただいたところでございます。

その中で最高賞となります農林水産大臣賞には、気仙沼市の有限会社ムラカミさんのチーズわかめ、が選ばれたところでございます。

その次の水産庁長官賞については、御覧の3品で、その下の宮城県知事賞につきましては、資料の一番下に書いてある3品がそれぞれ受賞してございます。

裏面に行っていただきますと、今回の品評会で受賞した商品、全部で12個の賞があるんですが、12個の賞で20品。そちらの一覧となっております。こちらにつきましては、後ほど御覧頂ければと思います。

次の資料に行ってくださいまして、「みやぎ水産の日まつりの開催について」という資料を御覧ください。こちら再来週の2月19日から23日まで、JR仙台駅の2階ステンドグラス前におきまして、先ほど御紹介した品評会の受賞品をはじめとした県内の水産加工品を販売するイベントとなっております。

皆様におかれまして、ぜひ御都合がつけばお足を運んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○關会長

石澤さんどうもありがとうございました。何か御質問等ありますか。よろしいですか。

では、続けて県からお願いします。

渡邊さんお願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

お手元に資料の方、ポンチ絵1枚カラー刷りのものをお配りさせていただいてございます。「宮城県養殖業環境変動対策事業費補助金」と題しているものでございます。冒頭、關会長から養殖生産物、全般的に被害を受けているというお話ございました。ただ今の議論におきましても、大江委員はじめ、なかなか厳しいんだということをお伝えいただいたところでございます。県といたしましても、同じ認識でございまして、これはなんとかしなければいけないというところで、こちらの資料は令和6年度、今年度事業ですけれども9月補正によって、まずは予算化した取組というところで、その概要ですとか、その後の経過と今後の展望とお話させていただければということで用意させていただいたものでございます。不漁対策におきましては、すでに漁船漁業で先行しておりますけれども、こちらの事業は養殖業の不漁対策版ということ、この両輪で沿岸漁業を支えていきたいという思いでございます。

背景と目的、こちらも既に皆さん御承知のとおりでございますけれども、環境変動と、特に高水温なんか一つ大きな要因だろうと捉えてございますけれども、そういった中で、すでに養殖生産量、特に既存の主要養殖6品種、本県の本当に主要なものでございますけれども、いずれも影響を受けているというところなんです。そういった中でどうすれば、この後生きながらえていけるか、あるいはどういう取組をすれば維持できるか、そういったところを皆様と一緒に考えていきたいというのがこの事業でございます。

下の方を御覧いただきますと、左側に補助対象要件ということで、まずは今回、はしりというところもございましたので、こういったところがいいか調べるにあたりましては、実際、浜回りさせていただきまして、特に要所となる、困っているところを、各部会長さんですとか各水漁部さんと共に回らせていただきまして、意見聴取してそれをもとに組み立てたというものでございます。

補助対象といたしましては、下の方御覧いただきますと、海面養殖業者業を営む、特に団体というふうな形で、試験的な取組という意味合いもございましたので、そこを団体として取り組もうではないかというところで、1つ海面漁業を対象にしております。

一方で内水面においても被害を受けてございますので、そちらについても支援しようと。ただ内水面になりますと、海面ほど団体になってないところもございましたので、個人も含めて見ていこうということで、支援をしようとしているところでございます。その他知事が認めたものということで対象者を固めまして、補助事業におきましては、3分の2以内、1件当たり補助上限額は2,000万円というふうな形でございます。事業の流れにおきましては、県側は今回、水産業基盤整備課が軸になりまして、水漁部さんと連携して窓口を漁業者団体の皆様におかれましては、宮城県漁業協同組合、特にこの事業におきましては、全支所の支所長様にお集まりいただきまして事業概要ですとか説明させていただいておりますし、併わせまして、牡鹿漁協さん、あとは塩釜市漁協さんなど、関係する皆様に

お集まりいただきまして、共有したところでございます。その中では当然、今の浜の状況、先ほどの議論にもございましたけれども、まずは原因究明というところもありましたので、情報を教えてほしいと、そういった意味では、各水産部さんの方で月に1回浜回りを定期的にして情報を集めているところでございますけれども、先ほど、委員からもいただきましたように、ぜひ漁業者からの生の声というのは、私たちも届かないところございますので、いただきたいなと思いながら、そういった形で一緒に進めればいいなと思いながらお聴きしていたところでございます。ちなみに飛んでしまいましたが、右の方に、気仙沼、東部、石巻、仙台、あと水産業基盤整備課という形で、この事業のお問い合わせ先でございます。一方、ここが普及指導員のいるところでもございまして、他に試験場もございますけれども、ここが問い合わせ窓口になりますので、困った時はぜひ情報をいただければ、私たちが真摯に受け止めていきたいと思っておりますので、そこも合わせて、付加させていただきたいと思っております。こういった形で進めてございます。

では実際どんな事業をするのかというのが右側の方でございまして、大きく活用例ということで、3つ御示ししてございます。1つがかき、ほたてを吊るしてある絵のところでございますけれども、養殖技術の導入支援という形で、まずは高水温が1つ大きな要因だろうというところで深吊りですとか、あるいはかきでいきますと、付着物、しろばや含めてありましたので、例えば温湯処理とか、そういったところを念頭に置きながら新しい取組を支援していきたいといったところを1つメニューとして用意しているところでございます。右の方御覧いただきますと、活用例の②といたしまして、新たな養殖種の導入支援というところで、新聞報道とかでトップダウン的に言っているところで、あこやがいとかでございますけれども、一方、現地の方からもとりがいをやりたいとか、あるいは先ほどえぞいしかげがいはなかなか難しかったというお話もありましたけれども、そういった現場からの御提案もいただいておりますので、当然地域ごとの地形ですとか、水深とかあるいは漁業種含めて特徴ございますので、そこは現地の要望に合わせて、個別の対応になるところ、あるいは団体でできるところあると思っておりますけれども、その状況に応じてしっかり支えていきたいなという形で進めているものでございます。これが活用例②でございまして。あとはもう1点、これも現場からの要望だったのですが、漁船漁業への試験的な着業の支援というのもメニューとしていただいております。実際、漁船漁業におきましてはすでに不漁対策を漁船漁業でサポートしてございましたので、その整理はあったんですが、実際には養殖業を主体でやっていたけれども、減収を支えるようなことができればということで、主にはたこかごなんかの提案があったんですけれども、既存の漁業者を侵害することなく調整つけばという条件はありますけれども、例えば第2種共同漁業権内とか、そういったところでそれぞれの支所さんの調整と合わせてできるところは入れましょうということで、1つの事例としてメニューを用意したところでございます。

一応こういった形で、去年の9月に事業化されて走り出しております。今の進捗状況でございますけれども、各浜から現在6支所属から、補助金ベースですと1,000万円あまりの申請が出てきてございまして、中身はただ今申し上げました深吊り、あるいは温湯処理、あるいはたこかごをやりたいという要望がございました。そういったところに、まずは一旦支援させていただきたいという形で、今年度進めて参ります。

ただ一方、それぞれの支所さんの方で今回の事業にすぐには取り組めない方がいらっし

やったりとか、あるいは今回の補助事業、年度内で決めなければいけないということで、新しい資材入れるにしても間に合わないという方もいらっしゃいました。そういった方の声も私たち十分承知してございますので、あとはまず今回走った事業についてはしっかりサポートして進めていくのですけれども、この高水温がなくなって、親潮が来て戻ればいいですけど、そうもいかないということを考えてございますので、長い取組になると思ってございます。この後、来週から議会が始まりますけれども、しっかり来年度以降につきましても予算要求させていただきまして、また、これは水産県宮城の生き残りにかかる問題ですので、しっかり私たちもやらせていただきますし、ぜひ声を聞かせていただいて、私もわかることをお伝えしますので、一緒に前進できればと考えているところでございます。こういった形で、まずできるところから進めて参りますので、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まずは情報提供になります。

○關会長

渡邊さんどうもありがとうございました。大変心強いお話いただきました。

それでは何かありますか。

鈴木委員。

○鈴木（章）委員

説明をいただいて本当にありがとうございます。事業実施主体の1件あたり2,000万とありますけども、これ例えば唐桑だったら唐桑支所で2,000万なのか、それとも唐桑の支所の中で、青年部とか何とかの会とかチーム作って、それぞれ2口にできるのか、3口にできるのか、まずそこを知りたいのが1つ。

あと、かきもそのとおり死んでるという話があって、かきのかごで養殖がありますよね。フリップファーム方式とかコログキは補助の対象になるのかどうかですね。それと同時に、それにはなかなかこの近場で技術を研修できるところがないので、そういうのに先進地視察のような予算を確保できるのかを聞きたいのが2つ目。

あとは初めて分かったんだけど、この環境変化への対抗策として、深吊りのロープとか、こういうやり方の資材もそうだけど、わかったら知りたいかなという感じで3つお願いします。

○關会長

3つ質問だそうです。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

ありがとうございました。まず最初に質問いただきました、団体組んで申し込みすれば上限2,000万というところで、1団体1課題、1つ原則にはなりますけれども、あとは実際そのところ多分いろんなパターンあると想定してございまして、そこは個別に事前ヒアリングも実施してしましたので、そういった形で御相談しながら進めていければと思います。ただ、上限は一つ2,000万という整理となります。

○鈴木（章）委員

例えば、かきの処理場とかなにか部会1つにつきとか可能かもしれないということですね。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

はい。

2つ目がフリップファームっておっしゃいました。新しい取組については、この支援の対象という形で考えてございまして、そういう意味では最近よく聞かれるようになったのは、三倍体の取組とかも進めたらどうかと。県の方でもまだお示しはできないですけども、現場と調整しながらガイドラインの策定などを進めておりましたので、近々あまり遅くならないようにまた皆様にお示していきたいと思っていますし、そういったところは対象にしたいなと考えています。

先進視察も来年度以降、できればいいなと私たちも思ってございまして、ぜひ漁業者の現場見て、やはり肌で感じてというのは大きいと思いますので、まだお約束できないですけども、そういった形も予算措置できればいいなということでは考えてございます。

○鈴木（章）委員

ですよね。やっぱり想像するよりも実際獲る現場を見るのが一番早いですからね。

あと深吊りの方に書いてあるけど、これロープなのかかごなのかどうなのか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

これはロープですが、既存のやつと棲み分けなんかもあって、深吊り用に長くした分とか、そこはその都度御相談に乗りながらさせていただきたい。

○鈴木（章）委員

雄勝湾で、かきを深吊りして方がいるのね。その方はやっぱりなんぼか生存率いいんだそうですよ。まあだから俺もやってみるかなと思ったんだけど、やっぱり網の問題があって、なかなか注文しても入荷しないし、燃料高いから単価もすごい高いし、そういう感じで、ちょうど悩んでいるというか困っていたんです。ただ、もしこれできるなら試してみたいかな、なんぼでもかきにいい物ならと思っていました。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

承知いたしました。お声受け止めましたので。また、お願いします。

○鈴木（章）委員

あと余談だけど、三倍体を作るのに、試験場さんもやるかやらないかわかんないけども、各支所でそれと同時にお試しの施設なんか作るのは、そういう補助建物とかタンクとか補助みたいなのは考えていますか、どんな感じですかね。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

まずは三倍体について、なかなか知識の状況ですとか、バラバラなところございますので、まずはこういった形でやるといいですよという普及的なところですか、すでにもう実際、試験的に女川さんとかやっているところもございますので、情報共有しながら皆さんで進めていければ。さっきのお話になりますけれどもどういう選択肢があるかいろいろ考えていきたいなとは思っております。

○鈴木（章）委員

多分聞いていると思うんだけど、三倍体やるにあたって、各浜で原盤で挟みたいという話多いでしょ。シングルシードもあるんだけど。原盤となると、四国のうみの株式会社だけで作ったら、宮城県の量なんてとても作れるものではないですから、だから、そうなるとやっぱりこう地場でね、各支所とか各地先で、そういう作る施設とか何かあれば、それなりの量が少しでも確保に近づけるのかなと思って、聞いてみたんです。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、1つは技術開発で県として力、技術を合わせて作れるようにするのも1つございますし、他県から持ってくるにはどうしても県外移入という問題もございます。あとは実際どれだけ三倍体入れていいかの問題もございます。その辺は今、県漁協ですとか、皆様と整理してございましたので、改めてお伝えできるように、また、今いただいた疑問点は、まさにそう思われるところだと思いますので、しっかり答えられるように準備を進めていきたいと思っております。

○鈴木（章）委員

昨日のうちの方の支所でかきの生産者がみんな集まって、三倍体の話、市役所ぐるみでして、来年度から何とかなんないかなという話だったので、新しい情報あったらお知らせいただければありがたいかなと思います。よろしくお願いします。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主幹

はい、ありがとうございます。

○關会長

よろしいですか。他にございませんね。

ありがとうございます。なければ事務局より事務連絡をお願いします。

○事務局 武山総括次長

事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時についてお知らせいたします。

今回は3月25日火曜日、午後2時から、場所はこちらの11階第二会議室で開催を予定しております。

事務局からは以上となります。

○關会長

本日、予定しておりました議題は以上ですべて終了しましたので、 本日の委員会はこれで終了いたします。どうも御苦勞様でした。

○事務局 武山総括次長

ありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

宮城海区漁業調整委員会に関する規程の改正について

報告事項

(1) 火光利用敷網漁業の許可について

(2) 太平洋広域漁業調整委員会指示に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認の取り扱いについて

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

関 将夫

署名委員

鈴木 尊登

署名委員

木村 伸之

書 記

瀧上 瑠孔